



最低賃金 2019

注目トピックス

01 | 最低賃金 2019

2019年の地域別最低賃金は例年よりも大幅に上昇しました。都道府県ごとの金額とともに、最低賃金チェックの方法について解説します。

特集

02 | 自然災害時の対応マニュアル

9月の大型台風襲来によって関東圏の通勤に大きな影響がありました。そんな中出社する会社員が駅に長蛇の列を作っている光景が話題にもなりました。自然災害時の対応マニュアルについて考察します。

03 | 休日を振り替えたときの

残業代計算について

残業規制の流れが今後ますます強まってくる中、正しい残業代計算をすることは重要な労務リスク対策となります。誤解しがちな振替休日と残業代について解説します。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | 岩田さん 岩田聡はこんなことを話していた。

(株式会社ほぼ日)

日本を代表する企業・任天堂の元社長である岩田聡さん。「ゲーム人口の拡大」をテーマに掲げ、日本だけではなく世界中に愛されるゲーム会社をつくり上げた岩田さんの言葉や想いをご紹介します。



ささき文大社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 最低賃金計算チェックシート

当事務所からの お知らせ

労務管理や労働・社会保険、給与計算、助成金、労災特別加入、障害年金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事

務所へのお問い合わせについて

今月の事務所通信はいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ささき文大社会保険労務士事務所	
代表	社会保険労務士・衛生管理者・年金アドバイザー 佐々木 文大
所在地	〒253-0053 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北 4-1-36-201
営業時間	9:00~18:00
電話	0467-88-0661 090-5441-5696
FAX	0467-88-0661
メール	bun@sasakisr.com

代表よりあいさつ

関東を横断し甚大な被害を齎した台風15号をはじめ、近年大きな被害が発生する自然災害が続いております。経営者の皆様も災害に備えて事業継続計画(BCP)の策定等災害、事故等の突発的な事象におそわれても、自社の重要業務が目標時間までに復旧できる様に対策済と思いますが、今号では、改めて取り上げましたのでご参照下さい。

当事務所代表は阪神淡路大震災、東日本大震災時に企業の総務責任者としてBCPに取り組んだ経験を輸しておりますので、何なりとお問い合わせください。

最低賃金計算チェックシート

月給者の給料が最低賃金を上回っているかをチェックするためのワークシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO												
1	10月からの都道府県別最低賃金 () 円 ……※														
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算入するもの</th> <th>算入しないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給 () 円</td> <td>皆勤手当 () 円</td> </tr> <tr> <td>職務手当 () 円</td> <td>通勤手当 () 円</td> </tr> <tr> <td>役職手当 () 円</td> <td>家族手当 () 円</td> </tr> <tr> <td>一律住宅手当 () 円</td> <td>残業手当 () 円</td> </tr> <tr> <td>合計 () 円 ……①</td> <td>() 円</td> </tr> </tbody> </table>	算入するもの	算入しないもの	基本給 () 円	皆勤手当 () 円	職務手当 () 円	通勤手当 () 円	役職手当 () 円	家族手当 () 円	一律住宅手当 () 円	残業手当 () 円	合計 () 円 ……①	() 円		
算入するもの	算入しないもの														
基本給 () 円	皆勤手当 () 円														
職務手当 () 円	通勤手当 () 円														
役職手当 () 円	家族手当 () 円														
一律住宅手当 () 円	残業手当 () 円														
合計 () 円 ……①	() 円														
3	給与額(歩合給): 平均的な歩合給月額 () 円 ……②														
4	年間の労働日数 () 日 ×1日の労働時間 () 時間 ÷12ヶ月 = () 時間 ……③														
5	毎月の総労働時間 () 時間 ……④														
6	(①) ÷ (③) + (②) ÷ (④) = () ……⑤														
7	⑤と最低賃金を比較する (⑤) ≥ 最低賃金 (※) 円														

FAXのご返送は **0467-88-0661** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書きください	